

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2023年5月31日付第891号

モスクワ

2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号の改正について

ロシア連邦政府は下記を **決定する**：

1. 2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 20、掲載番号3316；No. 30、掲載番号5607；No. 38、掲載番号6476；2023、No. 6、掲載番号964）に加えられる、ここに添付する変更を承認する。

2. 本決定は2023年5月31日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2023年5月31日付
ロシア連邦政府
決定第891号により
承認

2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号に加えられる
変更

1. 第3項の「2023年6月1日まで」という文言を「2024年2月1日まで」という文言に差し替える。

2. 当該の決定によって承認された、特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則において：

a) 第2項の：

第7段落に、「2023年10月1日からは一さらに、2022年3月29日付ロシア連邦政府決定第506号「商品の形をとる知的活動の成果および商品に銘された識別標識に対する独占的権利の保護に関する若干のロシア連邦民法典の規定を適用することができない商品（商品群）について」第1項にしたがってロシア連邦産業商業省によって承認される、「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通向けに導入されたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の規定を適用しない商品（商品群）の一覧」にその商品コードおよび（または）識別標識（輸送機器のブランド）が掲載されている輸送機器」、という文言を追加する；

第12段落を以下の文言に変更する：

「本規則、または技術規則、または2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベロルシア共和国の国内要求事項にもとづいて適合性評価に合格したベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用した輸送機器の製造者；」；

b) 第3項第6段落を以下の文言に変更する：

「2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベロルシア共和国の国内要求事項にもとづいてベロルシア共和国で生産された輸送機器（シャーシ）。」；

c) 第7項第「c」号において、「製造者によって、... 調書¹。最大規模製造者が独自に実施した試験の結果は、輸送機器（シャーシ）小規模ロットの適合性評価においてこれを採用する」という文言を「製造者によって、... 調書¹」という文言に差し替える；

d) 第13項を以下を内容とするテキストに差し替える：

「13. 別の製造者によるベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用して製造された輸送機器の判定書が作成された場合をのぞき、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関

¹ 訳注：元の「規則」の和訳に準じて、斜線部分を補いました。

する判定書の有効期間は1年とするが、2024年9月30日よりあとに終了してはならない。

別の製造者によるベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用して製造された輸送機器の判定書の有効期間は1年とするが、2025年1月31日よりあとに終了してはならない。

以前に作成された輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）シャーシの型式の評価に関する判定書に不正確な点が発見された場合、ならびに（または）輸送機器の構造に変更が加えられた場合には、当初の文書が作成された時点において有効であった技術要求事項の水準を確認することが許容される。その際、これらの輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期間は変わらない。」；

e) 第14項に以下を内容とする段落を追加する：

「小規模ロットを対象とする輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の作成手続きを複数回適用することの可否は、技術規則第35項に定められた場合を考慮して決められる。」；

f) 第15項において：

第2段落に、「この際、ベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用して製造される輸送機器に対する当該の技術要求事項に関しては、ベースとなる輸送機器（シャーシ）の適合性評価の際にそれへの適合が確認されていた要求事項水準を適用することができる」という文言を追加する；

以下を内容とする段落を追加する：

「2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」および2022年10月17日付ユーラシア経済委員会理事会決定第167号「いくつかの関税同盟技術規則およびユーラシア経済委員会理事会決定の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベロルシア共和国の国内要求事項にもとづいてベロルシア共和国で生産されたベースとなる輸送機器（シャーシ）に関して作成された適合性評価に関する文書は、本規則にもとづく輸送機器適合性評価の際に証明資料として利用することができる。」；

g) 第22項「e」号において「これを．．．登録簿に記載する」という文言を「これについての情報を．．．登録簿に記載する」という文言に差し替える；

h) 第28項「c」号の「、または当該個別輸送機器を搬入する法人もしくは個人事業主最大規模製造者自ら」という文言を削除する；

i) 当該規則の附属書1を以下の版に変更する：